

旧上瀬谷通信施設暫定利用野球場要綱

制 定 平成 27年 8月 6日 政 基 第 207号 (局長決裁)
最近改正 令和 2年 3月 25日 都 市 推 第 1157号 (局長決裁)

(目的)

第1条 旧上瀬谷通信施設内の国有地の一部を本来の事業が開始されるまでの間、利用者の協力により利用できる公共の野球場（以下「野球場」という。）とするため、その設置、管理運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる野球場は、旧上瀬谷通信施設内の国有地を現状のまま利用して設置するものとする。

(設置・管理運営)

第3条 この要綱の対象となる野球場を設置する者は、平成27年6月30日以前から引き続き当該場所において野球場を管理運営している団体（以下「設置チーム」という。）とする。

(設置の条件)

第4条 野球場の設置は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 旧上瀬谷通信施設内の国有地のうち、本市が国から一時使用の許可等を得て使用が可能となった土地であること。
- (2) 土地は、現状のまま野球場として利用できる形状であること。
- (3) 野球場の周辺が交通事故又は自然災害等の危険性がなく、安全に利用できること。
- (4) 設置チーム内に、野球場の日常的な管理運営を行う体制ができていること。
- (5) 平成27年6月30日以前に当該野球場に設置した施設（バックネット、トイレ、小屋等）について、横浜市が定める規則等に従い設置チーム以外の者が使用することについて承諾していること。
- (6) 設置チームが、当該野球場を利用する者（以下「利用者」という。）に対して、野球場の維持管理に係る費用の一部について負担（以下「維持管理経費負担」という。）を求める場合は、その総額が、当該野球場の維持管理に係る費用の総額を上回らないこと。

(設置承認申請)

第5条 野球場を設置しようとする設置チームは、設置承認申請書（第1号様式）を都市整備局長あてに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の設置承認申請書には、当該野球場に関する次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 設置チームの規約
 - (2) 設置チーム役員名簿
 - (3) 野球場案内図
 - (4) 設置計画図
 - (5) 事業計画書（維持管理経費負担がある場合のみ）
 - (6) 収支予算書（第5号様式）（維持管理経費負担がある場合のみ）
- 3 都市整備局長は、前項の規定による申請を承認し、又は承認しない旨を決定した場合は、申請者に対し、設置承認・不承認通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。
- 4 野球場の設置後、安全等を阻害する事態が生じた場合は、都市整備局長は設置チームと協議のうえ、必要な措置を講じることができる。
- 5 設置チームがこの要綱の規定に違反したとき、又は設置に必要な書類に虚偽の申請等があった場合、都市整備局長は、通知（第3号様式）により野球場の設置承認を取り消すことができる。

（管理運営）

第6条 野球場を常に安全かつ衛生的に保つため、設置チームは日常的な管理運営を行うものとする。ただし、横浜市が別に定める場合はこの限りではない。

（管理運営の費用）

第7条 野球場の利用に伴う管理運営に関する費用は、設置チーム及び利用者が負担するものとする。ただし、横浜市が別に定める場合はこの限りではない。

- 2 設置チームが利用者に対して、維持管理経費負担を求める場合は、3月31日を年度末とする次に掲げる書類を作成し、年度終了後3月以内に都市整備局長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支報告書（第6号様式）

（利用の条件）

第8条 野球場を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 横浜市が野球場の管理運営に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する野球場の場合は連絡会の指示に従い、連絡会が無い場合は設置チームの指示に従うこと。
- (2) 野球場以外の場所には、原則、立ち入らないこと。
- (3) 野球場のみならず旧上瀬谷通信施設全域において、火気及び農薬、殺虫剤等

を使用しないこと。ただし、横浜市が別に定める場合はこの限りではない。

(4) 利用者は、事故等が発生した場合、速やかに都市整備局長に報告すること。

2 野球場内における負傷又は物的損害については、利用者が責任を負うものとし、横浜市はその負傷又は物的損害に対し一切の責任を負わないものとする。

(利用の制限)

第9条 野球場の利用は、国等による現地調査及び工事等の妨げにならない範囲で行うものとし、都市整備局長が支障があると判断した場合、設置チームはその利用を直ちに終了させるとともに、妨げとなる物件を撤去しなければならない。

(廃止及び返還)

第10条 都市整備局長は、国又は横浜市の都合により野球場を廃止しようとする場合には、2月前までに設置チームに通知するものとする。

2 設置チームは、自らの都合により、野球場を廃止しようとするときは、2月前までに都市整備局長に廃止届（第4号様式）を提出しなければならない。

3 前2項の規定により、野球場を廃止しようとするときは、設置チームは、当該廃止の日までに、野球場に設置したバックネット、トイレ、小屋等の施設を自らの負担において撤去しなければならない。

4 野球場の廃止後に設置チームが前項の撤去義務を怠ったときは、横浜市は、当該設置チームがその所有権を放棄したものとみなして任意にこれを撤去することができる。また、当該放棄を原因として生じた費用を設置チームに対して請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備局長が定める。

2 この要綱に係る事務は都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進課が行う。

附 則

第1条 この要綱は、平成27年8月6日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

設置承認申請書

平成 年 月 日

横浜市都市整備局長

設置チーム名 _____

(代表者)

住所 〒 _____

フリガナ

氏名 _____

電話番号 _____

野球場を設置したいので次のとおり申請します。

野球場名称	
設置場所	
土地所有者	
土地使用期間	
備考	

なお、申請時、現に野球場内に設置された施設については、設置チームの所有物であり、野球場の廃止時にはこれらを撤去します。なお、当該施設については、添付の設置計画図で明らかにしています。

また、自らが設置した施設を他のチームが使用することに同意します。

第2号様式（第5条3）

設置承認・不承認通知書

平成 年 月 日

設置チーム名 _____
(代表者)
氏名 _____

横浜市都市整備局長

平成 年 月 日に申請のありました野球場の設置については、次のとおり決定しましたので通知します。

野球場名称	
-------	--

次のとおり承認します。

区域（敷地）	
施設概要	
土地使用期間	
承認条件	

次の理由により、不承認とします。

不承認の理由	
--------	--

収支予算書

野球場名称 _____

期間 始期 _____ 終期 _____

	科目	内訳明細	金額 (円)
収入	維持管理経費負担 (一般・時間利用)		
	維持管理経費負担 (団体・期間利用)		
	維持管理経費負担 (大会参加費)		
	補助金等収入		
	前年度繰越金		
	その他		
	合計 (A)		
支出	工事・造成費(修繕除く)		
	修繕費		
	管理費		
	事務経費		
	その他		
	合計 (B)		
収支差額 (A) - (B)			

(備考)

- 1 申請に係る野球場に関係するもののみを記載してください。
- 2 収益が発生しないようにしてください。
- 3 記載事項に関し根拠書類の提出を求める場合があります。

平成 年 月 日

横浜市都市整備局長

設置チーム名 _____

(代表者)

住所 〒 _____

フリガナ

氏名 _____

電話番号 _____

収支報告書

野球場名称 _____

期間 始期 _____

終期 _____

	科目	内訳明細	金額 (円)
収入	維持管理経費負担 (一般・時間利用)		
	維持管理経費負担 (団体・期間利用)		
	維持管理経費負担 (大会参加費)		
	補助金等収入		
	前年度繰越金		
	その他		
	合計 (A)		
支出	工事・造成費(修繕除く)		
	修繕費		
	管理費		
	事務経費		
	次年度繰越金		
	その他		
	合計 (B)		
収支差額 (A) - (B)			

(備考)

- 1 申請に係る野球場に関係するもののみを記載してください。
- 2 記載事項に関し根拠書類の提出を求める場合があります。